

## 論点② 掘削工事に伴う破損原因

## 掘削工事に伴う破損原因

### 1. 破損の直接的な原因

○1段目の保護マットを出そうとして、バックホウによる掘削を行っていたところ、固定工に隣接する保護マットが凸部状になっていたため、バックホウが保護マットに直接接触したことによるもの。

### 2. 11月8日の掘削工事の工程、施工方法

時間	工程および施工方法	
9:00	・CCS所長と担当者が現場立合、注意事項を指示	
9:09	・掘削開始(セ21の南西角から2段目固定工を目標に掘削)	写真①②③
11:00	・固定工を出すためバックホウと手作業を組み合わせる掘削	写真④⑤
11:15	・2段目の固定工の一部が現れる	写真⑥
11:30	・2段目の固定工および集配水管の掘削完了 ・1段目の固定工を目標に、2段目と同じ方法で掘削開始 ・1段目の固定工を発見後、保護マットを出すため量の上までバックホウで掘削しようとして保護マットに接触	写真⑦
12:00	・1段目の固定工の掘削完了	写真⑧
13:30	・掘削工事による遮水シートの破損(3カ所の内1カ所)を発見 他の2カ所は9日午後に発見	写真⑨

### 3. 施工上の問題点

- ①1段目の保護マットを出す時に、手作業先行による掘削を行うべきではなかったか。
- ②保護マットを発見する際、「量は腐食程度が激しく、明確に確認できなかった」のであれば、そのまま鋤取り掘削を進めるのではなく、「一般土木工事等共通仕様書」に基づき、監督職員と施工方法を協議すべきではなかったか。

「特記仕様書」(資料①)

「一般土木工事等共通仕様書(抜粋)」(資料②)

### 4. 損害賠償責任

- ①「財団法人滋賀県環境事業公社建設請負契約約款」第27条では、「工事目的物の引き渡し前に、工事目的物または工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、乙がその費用を負担する。」とされている。
- ②今回の掘削工事に伴う破損箇所については、同条に基づき請負人がその費用負担により補修を行っている。
- ③具体的には、応急措置や本格補修に要する人件費、補修用資材の調達等について請負人が費用負担しており、損害についての契約約款上の処理は全て終えている。

「建設請負契約約款(抜粋)」(資料③)